

新型コロナウイルス関連情報

(オーストリアにおける検疫措置 (改定))

- オーストリア政府は、安全国・地域及び変異株発生国リストを改定し、日本は安全国・地域リスト（リスト1）から除外されました。
- これにより、日本からオーストリアへ入国する場合、ワクチン接種証明書を持参する場合は引き続き隔離は不要ですが、これ以外に入国目的によっては原則10日間の自己隔離措置が必要となる場合があります。
- 改定後のリスト1及びリスト2掲載国は以下のとおりです。
- この規定は9月15日から適用されます。

1 リスト1（安全国・地域）掲載国

アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、ウルグアイ、エストニア、豪州、オランダ、カナダ、カタール、韓国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サウジアラビア、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、台湾、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、パチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ブルガリア、ベトナム、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、香港、マカオ、マルタ、モナコ、モルドバ、ヨルダン、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア

2 リスト2（変異株発生国）掲載国

コスタリカ、スリナム、チリ、ブラジル

3

今次改正により、日本はリスト1（安全国・地域）から除外されました。日本からの渡航者については、引き続き入国可能ですが、以下の措置が課されます。

- ・出張等職業上の目的で渡航する場合やオーストリア政府が接受する外交官等は、ワクチン接種証明書、陰性証明書、又は治癒等証明書の提示を行い隔離免除となるか、若しくは自己隔離措置（原則10日、最短5日）
- ・その他の場合は、ワクチン接種証明書の提示を行い隔離免除となるか、若しくは陰性証明書又は治癒等証明書を提示の上、自己隔離措置（原則10日、最短5日）

4

今次改正により、ワクチン接種証明書は2回目の接種から360日間有効とされ（これまでは270日間有効）、その際、1回目の接種と2回目の接種の間隔を少なくとも14日間あけることとされました。1回接種型については接種から270日間有効で変更ありません。

5 措置内容の詳細については、当館ホームページをご覧ください。

https://www.at.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>